

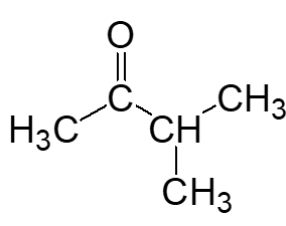
| | |
|---------------------------------------|---|
| <h1>MIPK・DEK 溶剤</h1> <p>— 取扱化合物 —</p> | 伸栄商事株式会社 東京都港区新橋 2-12-11 新橋 27MT ビル |
| | TEL : 03-5157-2821 FAX : 03-5157-2827 |

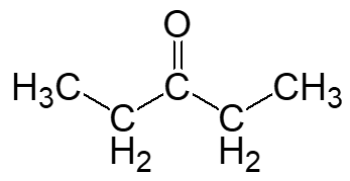
有機溶剤は、アルコール、エーテル、ケトン、エステル、炭化水素（芳香族、脂肪族）等、工業用に使われているだけで約 500 種類以上も存在しています。

其中で、ケトン系溶剤は樹脂の溶解力が高く、希釈剤として広範に使用されていますが、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則に該当するものがあり、その場合には、(1)従業員への周知、(2)作業主任者の選任、(3)換気装置の設置、(4)作業環境測定の実施、(5)健康診断の実施等を実施しなければなりません。

メチルイソプロピルケトン（MIPK）及びジエチルケトン（DEK）は、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則に非該当であり、作業主任者の専任等の義務が免除されています。また、適度な沸点と水溶解度を有する為、MEK 代替溶剤等としての使用が増加してきています。

弊社は長年に渡り、江苏恒兴新材料科技股份有限公司グループ等の MIPK や DEK を販売してきており、顧客様から信頼を得ています。

| Methyl isopropyl ketone : Aprotic Polar Solvent | |
|---|---|
|  | CAS No. 563-80-4 (化審法：2-542) 沸点 : 93 °C 比重 : 0.80 (20°C) Log Pow : 0.56 (20°C) 溶解性 : 非プロトン性極性溶媒で、水溶解度は 0.6g/100mL(20°C)。多くの有機溶媒と混合する。 貯蔵安定性 : 気密容器に入れて冷暗所に保管すれば長期間安定である。 品質規格 : 純度≧99%、その他お問い合わせ下さい。 荷姿 : 150Kg (鋼製 D/M)、15MT (ISO-tank) 生産能力 : 10,000MT/Y () |

| Diethyl ketone : Aprotic Polar Solvent | |
|---|--|
|  | CAS No. 96-22-0 (化審法：2-2474) 沸点 : 102°C 比重 : 0.82 (20°C) Log Pow : 0.99 溶解性 : 非プロトン性極性溶媒で、水溶解度は 4.7g/100mL(20°C)。多くの有機溶媒と混合する。 貯蔵安定性 : 気密容器に入れて冷暗所に保管すれば長期間安定である。 品質規格 : 純度≧99%、その他お問い合わせ下さい。 荷姿 : 150Kg (鋼製 D/M)、15MT (ISO-tank) 生産能力 : 10,000MT/Y () |

＜有機溶剤中毒予防規則(安衛法)及び特定化学物質障害予防規則で分類される有機溶剤について＞

労働安全衛生法施行令第6条ならびに有機溶剤中毒予防規則にて分類されている **44種類**と、特定化学物質障害予防規則の特別有機溶剤に指定される **12種類**は、人体に対する有害性が高いとされています。

(ここで、有機溶剤中毒予防規則で指定される第1種、第2種、第3種は、その表記の数字が小さいほど毒性が高いことを表しています)

また、特定化学物質障害予防規則で指定される特別有機溶剤は、有機溶剤中毒予防規則で挙げられているものよりも更に危険度が高い為、扱う際の法令も厳しくなっています。そのため、最近では代替品への切り替えが進んでいます。

| | | |
|------------|-----|---|
| 有機溶剤中毒予防規則 | 第1種 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1,2-ジクロロエチレン(別名:二塩化アセチレン) ● 二硫化炭素 |
| | 第2種 | <ul style="list-style-type: none"> ● アセトン ● イソブチルアルコール ● イソプロピルアルコール ● イソペンチルアルコール(別名:イソアミルアルコール) ● エチルエーテル ● エチレングリコールモノエチルエーテル(別名:セロソルブ) ● エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名:セロソルブアセテート) ● エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名:ブチルセロソルブ) ● エチレングリコールモノメチルエーテル(別名:メチルセロソルブ) ● オルト-ジクロロベンゼン ● キシレン ● クレゾール ● クロロベンゼン ● 酢酸イソブチル ● 酢酸イソプロピル ● 酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル) ● 酢酸エチル ● 酢酸ノルマルブチル ● 酢酸ノルマルプロピル ● 酢酸ノルマルペンチル(別名:酢酸ノルマルアミル) ● 酢酸メチル ● シクロヘキサノール ● シクロヘキサノン ● N,N-ジメチルホルムアミド ● 1,1,1-トリクロロエタン ● テトラヒドロフラン ● トルエン ● ノルマルヘキサン ● 1-ブタノール ● 2-ブタノール ● メタノール ● メチルエチルケトン ● メチルシクロヘキサノール ● メチルシクロヘキサノン ● メチルノルマルブチルケトン ● テトラヒドロフラン |
| | 第3種 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン ● コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む) ● 石油エーテル ● 石油ナフサ ● 石油ベンジン ● テレピン油 |

| | | |
|--------------|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む) |
| 特定化学物質障害予防規則 | 特別有機溶剤 | <ul style="list-style-type: none"> ● エチルベンゼン ● クロロホルム ● 四塩化炭素 ● 1,4-ジオキサン ● 1,2-ジクロロエタン(別名:二塩化エチレン) ● 1,2-ジクロロプロパン ● ジクロロメタン(別名:二塩化メチレン) ● スチレン ● 1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名:四塩化アセチレン) ● テトラクロロエチレン(別名:パークロルエチレン) ● トリクロロエチレン ● メチルイソブチルケトン |

【有機則該当溶剤使用上の義務】

以下の義務が生じます。

(1)従業員への周知(見やすい場所に区分の表示や使用上の注意事項を掲示する)

(2)作業主任者の選任(主任者の仕事は以下の通りです)

- 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- 換気装置を一カ月以内ごとに点検すること(換気装置の種類については下記)
- 保護具の使用状況を監視すること
- タンク内作業における措置が講じられているか確認すること

(3)換気装置の設置(使用する有機溶剤に合った換気装置を設置する必要があります)

(4)作業環境測定の実施(第1種有機溶剤/第2種有機溶剤を使う屋内作業場では、最低6か月に一回定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施しなければいけません)

(5)健康診断の実施(第一種有機溶剤・第二種有機溶剤を使う仕事に常時ついている人は、その業務に就いた際と、その後、最低6か月ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません)

【特別有機溶剤使用上の義務】

発がん性のおそれが指摘される物で、蒸気による中毒を発生させるおそれのある物質です。

有機溶剤中毒予防規則が準用されますが、含有濃度と管理濃度が以下のように定められています。

エチルベンゼン(1%超、20ppm)、クロロホルム(1%超、3ppm)、四塩化炭素(1%超、5ppm)、
 1,4-ジオキサン(1%超、10ppm)、1,2-ジクロロエタン(1%超、10ppm)、
 1,2-ジクロロプロパン(1%超、1ppm)、ジクロロメタン(1%超、50ppm)、スチレン(1%超、20ppm)、
 1,1,2,2-テトラクロロエタン(1%超、1ppm)、テトラクロロエチレン(1%超、25ppm)、
 トリクロロエチレン(1%超、10ppm)、メチルイソブチルケトン(1%超、20ppm)

以上